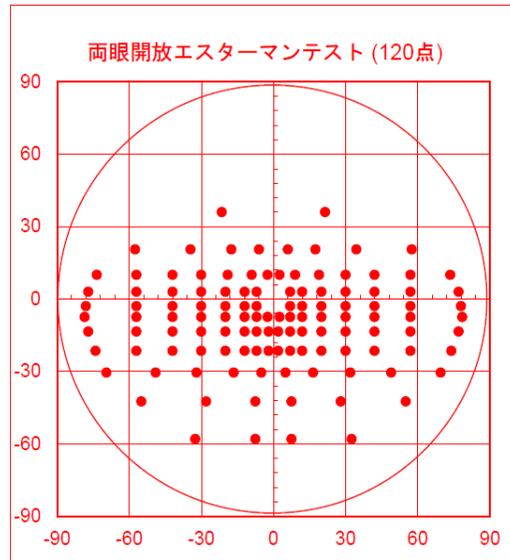


障害程度等級表解説・新旧対照表（第 1 視覚障害）

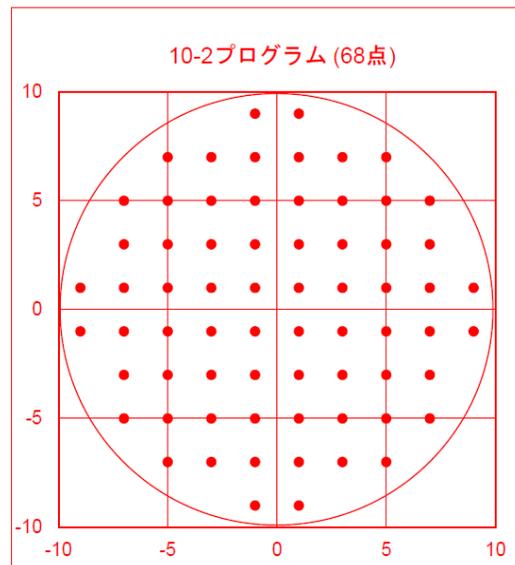
新	旧
<p>1 総括的解説</p> <p>(1) <u>屈折異常がある者については、最も適正なレンズを選び、矯正視力によって判定する。</u></p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野は<u>ゴールドマン型視野計、あるいは自動視野計を用いて測定する。</u> <u>ゴールドマン型視野計を用いる場合は、「周辺視野角度（I/4 視標による）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの」、「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」を I/4 の視標を用い判定する。「両眼中心視野角度（I/2 視標による）」は I/2 の視標を用いて中心視野角度を測定した値により判定する。</u> <u>自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数の算定には、両眼開放エスターマンテスト（図 1）で 120 点を測定する。中心視野視認点数の算定には、10-2 プログラム（図 2）で中心 10 度内を 2 度間隔で 68 点測定する。</u></p>	<p>1 総括的解説</p> <p>(1) 屈折異常がある者については、最も適当な矯正レンズを選び、矯正後の視力によって判断する。</p> <p>(2) 視力表は万国式を基準とした視力表を用いるものとする。</p> <p>(3) 視野はゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれに準ずるものを用いて測定する。ゴールドマン視野計を用いる場合、周辺視野の測定には I/4 の視標を用い、中心視野の測定には I/2 の視標を用いる。それ以外の測定方法によるときは、これに相当する視標を用いることとする。</p> <p>(4) 視力障害と視野障害が重複する場合は、重複障害認定の原則に基づき認定することとする。</p>

新

(図 1)



(図 2)



旧

新	旧
<p>2 各項解説</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア 視力は万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力を用いる。</p> <p>両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで等級表から等級を求める。等級の換算表（表1）の横軸には良い方の眼の視力、縦軸には他方の眼の視力が示してある。</p> <p>イ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。例えば、両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起きている、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を0とみなし6級となる。なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。</p>	<p>2 各項解説</p> <p>(1) 視力障害</p> <p>ア 等級表中「両眼の視力の和」とは両眼視によって累加された視力の意味ではなく、両眼の視力を別々に測った数値の和のことである。</p> <p>これを図解すれば次頁の表のとおりである。すなわち横軸及び縦軸に両眼の視力をとれば上段は視力の和、下段は等級を示す。</p> <p>例えば一眼の視力0.04、他眼の視力0.08ならばその和は0.12となり4級となる。</p> <p>イ 視力0.01に満たないものの内、光覚弃のもの又は手動弃のものは視力0として計算し、指数を弃ずるもの（眼前50cm以下）は0.01として計算する。</p> <p>例えば一眼光覚弃、他眼0.04のものは、視力の和は0.04となり2級となる。</p> <p>ウ 一眼の視力0.15のものについては、0.1として計算する。</p> <p>エ 両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を0として取り扱う。</p> <p>例えば両眼とも視力が0.6で眼筋麻痺により複視が起きているものは一眼の視力を0とみなし6級となる。</p>

新	旧
<p>イ 自動視野計を用いる場合は、両眼開放視認点数及び両眼中心視野視認点数を以下の方法で判定する。</p> <p>(ア) 視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテストで両眼開放視認点数が 70 点以下かどうかを判定する。</p> <p>(イ) 視標サイズⅢによる 10・2 プログラムで測定を行い、左右眼それぞれ感度が 26dB 以上の検査点数を数え中心視野視認点数を求める。dB の計算は、背景輝度 31.5asb で、視標輝度 10,000asb を 0 dB としたスケールで算定する。さらに、次式により、両眼中心視野視認点数を計算する (小数点以下は四捨五入し、整数で表す)。</p> $\text{両眼中心視野視認点数} = (3 \times \text{中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数} + \text{中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数}) / 4$ <p>ウ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野が、生理的限界の面積の 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。</p> <p>(ア) 視野の生理的限界は、左右眼それぞれに上・内上・内・内下 60 度、下 70 度、外下 80 度、外 95 度、外上 75 度である。</p> <p>(イ) ゴールドマン型視野計を用いる場合は、左右眼それぞれに測定した I / 4 の視標による視野表を重ね合わせることで、両眼による視野の面積を得る。その際、面積は厳格に計算しなくてよい。</p> <p>(ウ) 自動視野計を用いる場合は、両眼開放エスターマンテストで視認点数が 100 点以下である。</p> <p>エ なお、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いた場合の等級判定について、表 2 のとおり示したので参照されたい。</p>	<p>④他眼の視能率による損失率を①～③と同様に計算する。</p> <p>⑤両眼による損失率を次の式により計算する。</p> $(3 \times \text{損失率の低い方の眼の損失率} + \text{損失率の高い方の眼の損失率}) / 4 (\%)$ <p>カ I / 4 及び I / 2 の視標での視野の測定が不能で、視能率の損失率が 100% ということのみをもって、視野障害 2 級の認定は行わないこととする。</p> <p>なお、その他の視標での視野の測定結果から求心性視野狭窄であることが確認できる場合は、この限りでない。この場合、使用した視標と視野の測定結果を診断書中に記載することとする。(例. ゴールドマン視野計における V / 4 の視標を用いた視野の測定結果等)</p> <p>キ 「両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が 2 分の 1 以上欠損している場合の意味である。したがって、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は同名半盲性視野欠損等は該当するが、異名半盲性等では該当しない場合もある。</p> <p>この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、診断書には視野表を添付する必要がある。</p> <p>3 その他の留意事項</p> <p>(1) 幼児の視力障害の認定時期について</p> <p>医学的に視力障害の判定が可能となる年齢は、一般的には 3 歳児以降と考えられるので、その時期に障害程度の認定を行うこととする。ただし、選択視 (PL 法) 等で推定可能なものは、3 歳以下でも障害程度の認定を行うこととする。</p>

新

旧

(表 2)

	ゴールドマン型視野計		自動視野計		
	1/4 視標	1/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数	
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 28 度以下	70 点以下	20 点以下	
3 級		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下	
4 級					
5 級		両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損		100 点以下	
			両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下

(2) 重度知的障害、認知症等により視力測定が不能である場合について
医学的根拠に基づき推定できる限度において判定を行うこととする。

(3) 開眼が困難な場合の障害認定について

両眼または一眼眼瞼下垂等のため開眼が困難で、日常生活における視力が確保されないとしても、視覚障害としての認定は行わないこととする。

(4) 求心性視野狭窄について

視野の測定に際しては年齢や視力の低下の影響で、視野計の中心を持続して固視することが困難な場合も多いことから、視力・現症及び原因疾患等も含めて総合的に求心性視野狭窄かどうかを判断し、認定することとする。

したがって、必要に応じて、1/2、1/4の視標だけでなく、周辺視野についてV/4相当の視標を含めた視標の測定結果を求めることとする。

3 身体障害認定基準の取扱いに関する疑義について

Q 1. 2歳児で、右眼球摘出による視力 0、左眼視力測定不能（瞳孔反応正常）の場合、幼児の一般的な正常視力（0.5～0.6）をもって左眼視力を推定し、6級に認定することは可能か。

A 1. 乳幼児の視力は、成長につれて発達するものであり、この場合の推定視力は永続するものとは考えられず、6級として認定することは適当ではない。障害の程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）になってから、認定を行うことが適当と考えられる。

Q 2. 片眼の視力を全く失ったものでも、他眼の矯正視力が 0.7 以上あれば視力障害には該当しないが、片眼の視野が全く得られないことから、視野の 1/2 以上を欠くものとして視野障害として認定できるか。

新	旧
<p data-bbox="125 156 1104 284">A 2. 片眼の視力を全く失ったもので、他眼の矯正視力が 0.7 以上ある場合、視覚障害の認定の有無、程度は、他眼の視野の状態により異なるため、通常の流れて視野検査を行い評価する必要がある。</p> <p data-bbox="125 347 1104 475">Q 3. 視力、視野ともに認定基準には該当しないが、脳梗塞後遺症による両眼瞼下垂のため開眼が困難で、実効的視力が確保できない場合はどのように取り扱うのか。</p> <p data-bbox="125 491 1104 571">A 3. 両眼または一眼眼瞼下垂等のため開眼が困難で、日常生活における視力が確保されないとしても、視覚障害としての認定は行わない。</p> <p data-bbox="125 635 1104 810">Q 4. 外眼筋麻痺等による斜視により、両眼視が不可能な場合は、認定基準の「両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う」との規定を準用し、両眼視のできない複視と同様に捉えて障害認定を行ってよいか。</p> <p data-bbox="125 826 1104 1002">A 4. これは、眼筋麻痺等によって、片眼を遮閉しないと生活ができない程度の複視の場合に適用される。両眼視のできない場合を、全て複視と同様に扱うことは適当ではない。明らかな眼位の異常があっても両眼複視を自覚しない場合にはこれらに該当しない。</p> <p data-bbox="125 1066 1104 1145">Q 5. 視野障害の認定について、次のような中心視野の判断を要するような事例の判断について、</p> <p data-bbox="203 1161 1104 1241">① 中心視野を含めた視野全体について、$I/2$ の視標のみを用いて測定した結果で申請が出ているが、どのように判断すべきか。</p> <p data-bbox="203 1257 1104 1439">② 矯正視力が右 0.7、左 0.3 のもので、$I/4$ の視標を用いた周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下あるが、$I/2$ の視標では視標そのものが見えず、両眼中心視野角度が 0 度となる場合は、視野障害 2 級として認定して差し支えないか。</p>	

新

旧

A 5. ① 視野障害の申請には、視野図の添付が必要である。I/4 の視標での周辺視野の測定結果の記載も不可欠であり、I/2 の視標による計測結果のみをもって判断することは適当ではない。

② I/4 の視標による周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下であり、中心視野について I/2 の視標を用いて測定した場合の両眼中心視野角度が 0 度であれば、中心視力があっても 2 級として認定することが適当と考えられる。

Q 6. ゴールドマン型視野計と自動視野計の両方の測定結果を組み合わせる判定を行ってもよいか。

A 6. ゴールドマン型視野計と自動視野計の測定結果を混在して評価に使用することはできない。それぞれの視野計のみの結果を用い判定を行う必要がある。ただし、どちらの視野計を用いるかは診断医の判断による。また、自動視野計において等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価する。

Q 7. ゴールドマン型視野計の I/4 視標、または両眼開放エスターマンテストが正常範囲であっても、両眼中心視野角度または両眼中心視野視認点数 (10-2 プログラム) に異常があった場合、等級判定を行ってよいか。

A 7. ゴールドマン型視野計では、I/4 視標に異常がなくとも、I/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下であれば 5 級と判定される。自動視野計では、両眼開放エスターマンテストに異常がなくとも、10-2 プログラムにおける両眼中心視野視認点数が 40 点以下であれば 5 級と判定される。

新

Q 8. ゴールドマン型視野計で周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下とは、どのように算出すればよいか。

A 8. ゴールドマン型視野計を用いる場合は、I/4 の視標による 8 方向の周辺視野角度の総和が左右とも 80 度以下であるかどうかを判定する。その際には 8 方向の周辺視野角度は I/4 視標が視認できない部分を除いて算出する。(下図)

Q 9. ゴールドマン型視野計で I/2 視標による 8 方向の中心視野角度の総和を左右眼それぞれ求める時、中心暗点、傍中心暗点が存在する場合、中心視野が固視点を含まずに偏心している場合の計算はどのように行うか。

A 9. 8 方向の中心視野角度は、I/2 視標が視認できない部分を除いて算出する(下図)。I/2 視標で中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の総和は 0 度として取り扱う。

Q 10. 視野検査の結果は、必要事項を診断書に記載すればよいのか。

A 10. ゴールドマン型視野計、自動視野計のいずれを用いた場合も視野図を診断書に添付する必要がある。ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I/4 の視標によるものか、I/2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載する。

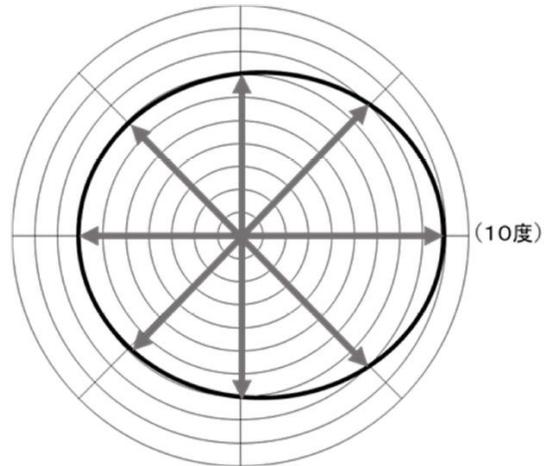
旧

新

(図)

周辺視野角度、中心視野角度の算出方法
周辺視野角度は 1/4 の視標、中心視野角度は 1/2 の視標を用いる。

視野角度の総和の算出方法



8 方向の経線 (上・内上・内・内下・下・外下・外・外上) とイソプタとの交点の角度を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

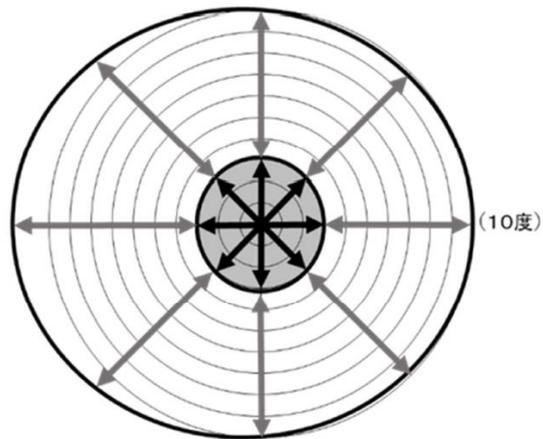
$$7+7+7+7+7+8+9+8=60(\text{度})$$

旧

新

旧

中心暗点が存在する場合



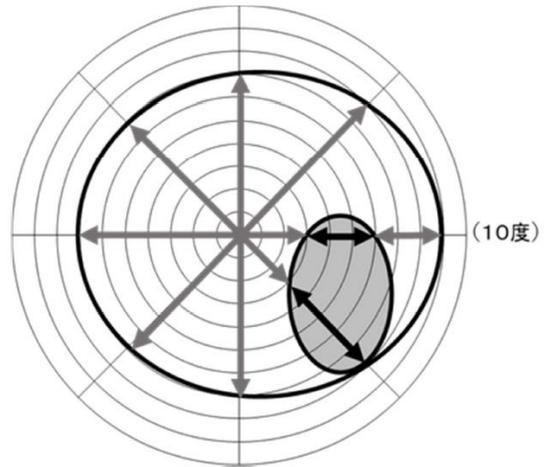
中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$(10-3)+(11-3)+(12-3)+(11-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)+(10-3)=60(\text{度})$$

新

旧

傍中心暗点が存在する場合



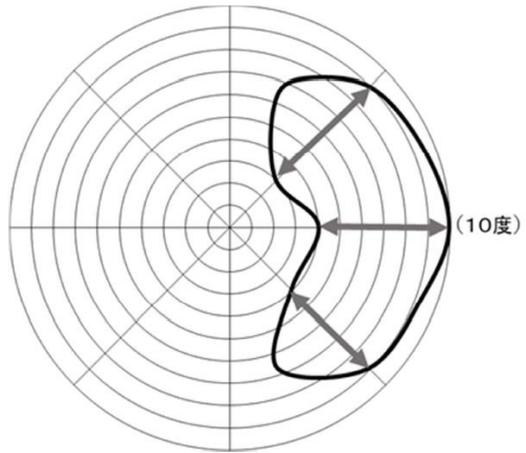
傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$7+7+7+7+7+(8-5)+(9-3)+8=52(\text{度})$$

新

旧

固視点を含まずに偏心している場合



イソプタが、固視点を含まずに偏心している場合、イソプタが経線と重なる部分を視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

$$0+0+0+0+0+5+6+6=17(\text{度})$$